

第7 平成28年6月の制度改正に伴う経営事項審査申請について（解体工事業新設関係）

1 制度改正の概要

(1) 背景及び概要

解体工事に関する施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情を踏まえ、建設業許可業種の業種区分として、「解体工事」を新設する等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号）が平成26年6月4日に公布されており、従来「とび・土工工事業」に含まれていた「工作物の解体」が分離・独立されることになった。

これにあわせ、平成27年12月16日付けで建設業法施行規則の一部が改正され、経営事項審査の審査対象業種に「解体工事業」が新設された。

他の業種と同様、「解体工事業」の許可を受けた後に、同業種に係る経営事項審査について申請が可能となる。

（改正法、及び改正規則の施行期日は、平成28年6月1日）

「解体工事」とは・・・平成28年5月31日までの「とび・土工・コンクリート工事」から解体工事のみを独立させたもので、家屋等の解体を行う工事が該当。

※総合的な企画・指導・調整のもと工作物を解体する場合は土木一式や建築一式工事に、各専門工事で建設されたものそのみを解体する工事は各専門工事に該当。

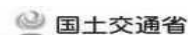
（具体例については、P95の「解体工事の業種区分の考え方」を参照。）

(2) 経過措置

技術職員について、平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者、改正法施行前の平成28年5月31日までにとび・土工工事業の技術者の資格要件を満たしている者に限る。）も解体工事業の技術者とみなすとされる経過措置が規定されている。

ただし、上記経過措置終了後、登録講習受講又は1年以上の実務経験がないと加点対象から外れるもの（例：1級土木施工管理技士など）や登録講習受講又は1年以上の実務経験があっても加点対象から外れるもの（例：1級建設機械施工技士など）があるので、注意すること。

解体工事業の技術者要件に関する経過措置



○技術者要件に関する経過措置

平成33(2021)年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

(例1)平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合

平成33(2021)年3月31日まで	平成33(2021)年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ●解体工事に関する実務経験無し →解体工事業の技術者とみなす ●解体に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習受講者 →解体工事の技術者 	解体工事に関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる

(例2)平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士(薬液注入)の場合

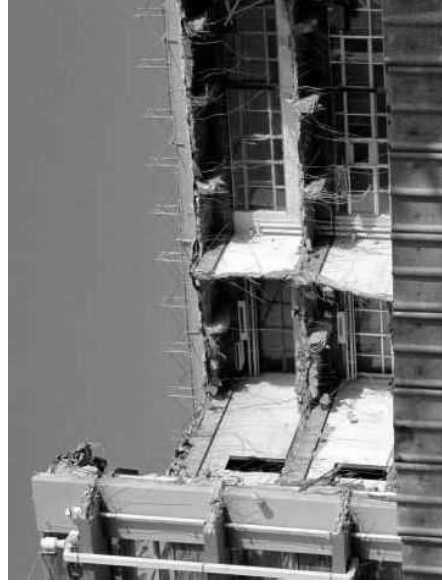
平成33(2021)年3月31日まで	平成33(2021)年4月1日以降
解体工事業の技術者とみなす	解体工事業の技術者ではない

解体工事の業種区分の考え方

建築一式工事

ビルの建て替え工事

古いビルの解体工事と、
同じ敷地内に新たにビル
を建設する工事を一体で
請け負う工事



解体工事

家屋等の解体工事

家屋等の工作物を
解体する工事



各専門工事

信号機の解体工事

元請が信号機のみ
を解体する工事。
→電気工事に該当



技術職員名簿記載例 (解体工事許可取得後)

令和3年3月31日までの経過措置期間中は、平成28年6月1日時点のとび・土工工事業の技術者を、アルファベット付きのコードで解体工事の技術者として記入することができる。

ただし、上記経過措置終了後、対象から外れるもの(例：1級建設機械施行技士など)や登録講習受講又は1年以上の実務経験がないと対象から外れるもの(例：1級土木施工管理技士など)があります。(詳細は以下のとおり)

1 経過措置期間(令和3年3月31日)終了後に対象から外れる資格

- 1級建設機械施工技士
- 2級建設機械施工技士(第1種～第6種)
- 2級土木施工管理技士(薬液注入)
- 技術士法に基づく資格
 - 農業「農業土木」・総合技術管理
 - 水産「水産土木」・総合技術管理
 - 林業「森林土木」・総合技術管理
- 職業能力開発促進法に基づく資格
 - 型枠施工
 - コンクリート圧送施工
 - ウエルポイント施工
- 地すべり防止工事

2 解体工事に関し1年以上の実務経験又は登録解体工事講習を受講していれば解体工事業の技術者となる資格【附則第2条該当】

- 1級土木施工管理技士
- 2級土木施工管理技士(土木)
- 1級建築施工管理技士
- 2級建築施工管理技士(建築又は躯体)

3 【当面の間】解体工事に関し1年以上の実務経験又は登録解体工事講習を受講していれば解体工事業の技術者となる資格【附則第3条第1項該当】

- 技術士法の規定に基づく資格
 - 建設・総合技術監理(建設)
 - 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)

技術職員名簿

頁

項番 8 1 0 0 1 頁

経過措置期間中(H28.6.1~R3.3.31)のみ認められるコード
この資格では、いずれ解体工事はできなくなる。
(講習受講や1年経験があってもダメ!)

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監督技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		豊後 花子	昭和 56 年 7 月 6 日	34	6 2 0 1	1 1 3 2	2 9	2 1 B	2			0
2		豊後 四郎	昭和 50 年 11 月 1 日	40	6 2 0 1	1 1 3 1	0 5	1 1 3 1				4
3		高崎 三郎	昭和 47 年 9 月 6 日	43	6 2 2 9	0 2 2						0
4		高崎 次郎	昭和 45 年 12 月 12 日	45	6 2 2 9	2 2 1 2						6
5		豊後 三郎	昭和 44 年 10 月 18 日	46	6 2 0 5	2 4 2	2 9	2 1 4	2			
6		高崎 一郎	昭和 43 年 11 月 11 日	47	6 2 0 1	1 1 3 1	2 9	1 1 C	1			
7		豊後 一郎	昭和 26 年 7 月 31 日	64	6 2 0 1	2 2 2	2 9	1 1 C	2			
11			年 月 日		6 2							
12			年 月 日		6 2							
13			年 月 日		6 2							
14			年 月 日		6 2							
15			年 月 日		6 2							
16			年 月 日		6 2							
17			年 月 日		6 2							
18			年 月 日		6 2							
19			年 月 日		6 2							
20			年 月 日		6 2							
21			年 月 日		6 2							
22			年 月 日		6 2							
23			年 月 日		6 2							
24			年 月 日		6 2							
25			年 月 日		6 2							
26			年 月 日		6 2							
27			年 月 日		6 2							
28			年 月 日		6 2							
29			年 月 日		6 2							
30			年 月 日		6 2							

H28.5.31までに実務経験が10年以上、うち「解体」の経験が10年以上あれば「とび」「解体」の両方に加点。
「実務経験証明書」は、経歴では、その証明書のみ提出でよく、契約書類、施工証明等の写しを添付する必要はない(従来同様)。

平成27年度以前の合格者で国の講習受講又は1年以上の実務経験がない場合のコード
※経過措置期間中のみこのままで解体工事の技術者とみなされる。
平成27年度以前の合格者で解体「29」の有資格区分コードが「113」の場合、講習受講証写し又は実務経験証明書の提出が必要
なお、平成28年度以降の合格者は、当初から「113」が記入できる。

既存のとび・土工事業の技術者(H28.5.31までにとび・土工の技術者に該当する者)が解体工事の監督技術者等となることから、講習受講欄も、該当ありの「1」を記入

このコードにアルファベット付きの経過措置用コードはないので、必ず平成28年度以降の合格者であるか、若しくは講習受講証写し又は実務経験証明書が必要

※アルファベットを含む経過措置用の資格コードは、R3年3月31日まで使用できる。

